

※認定番号
※受付年月日 令和 · · ·

## 監護相当・生計費の負担についての確認書

釧路市長 あて

私は、以下に記載する大学生年代の者（注）について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること（以下「監護相当・生計費の負担」という。）を下記のとおり申し立てます。

また、申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出いたします。

注 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの（詳細は裏面を参照）

### 記

フリガナ 氏名		生年月日					住所					
		平成	年	月	日							
		・	令和									
1	個人番号	統柄	職業等（いずれかに○）※			通学先（学生の場合のみ）	卒業予定期間 (学生の場合のみ)			申立人による監護相当の状況（いずれかに○）		申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)
			学生 ・ 無職 ・ その他				令和	年	月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）		1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）
2	個人番号	統柄	職業等（いずれかに○）※			通学先（学生の場合のみ）	卒業予定期間 (学生の場合のみ)			申立人による監護相当の状況（いずれかに○）		申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)
			学生 ・ 無職 ・ その他				令和	年	月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）		1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）
3	個人番号	統柄	職業等（いずれかに○）※			通学先（学生の場合のみ）	卒業予定期間 (学生の場合のみ)			申立人による監護相当の状況（いずれかに○）		申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)
			学生 ・ 無職 ・ その他				令和	年	月	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）		1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

【申立人】(児童手当の請求者・受給者)

住所

氏名

(連絡先： - - - )

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

様式 6 号の 9(裏面)

注意

- 1 この確認書は、受給者（請求者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持することをいいます。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）及び経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄姉等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄姉等について記入の上、提出して下さい。
- 2 この確認書は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下に掲げる者を除いた者について記載してください。
  - ① 児童福祉法に規定する延長者
  - ② 児童自立生活援助を受けている者（2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。）
  - ③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設又は女性自立支援施設に入所又は入院している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。）
- 3 生計費の相当部分の負担をしていることとは、あなたの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常の生活水準を維持することができないことをいいます。
- 4 「住所」の欄については、住民票上の住所を記載してください。
- 5 「職業等」の欄については、学生、無職以外の者（有職者を含む。）はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。
- 6 「通学先」の欄及び「卒業予定時期」の欄については、「職業等」の欄で学生に○をつけた場合のみ記載してください。「卒業予定時期」の欄については提出時点での予定時期を記載してください。
- 7 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
  - ア 児童の兄姉等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の兄姉等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童の兄姉等が世帯主である場合にはその旨、その児童の兄姉等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
  - イ 児童の兄姉等が学生である場合、その児童の兄姉等が学生であることを証明できる書類（学生証、在学証明等）
  - ウ 児童の兄姉等が学生以外であり、かつ請求者が児童の兄姉等と別居している場合は、請求者のその児童の兄姉等に対する生計費の相当部分の負担をしていく状況を明らかにできる書類（賃貸借契約書、仕送りの明細等）
- 8 記載に係る子の職業等が変更となるとき（学生から就職するまでに無職となるとき等を含む）、当月中または変更日の翌日から15日以内に、再度この確認書の提出が必要となります。また、この確認書は事前提出が可能なため、変更日の前月末日までに提出する場合は、提出時点における監護相当・生計費の負担の状況の見込みを記載してください。「見込み」には、進学予定先や就職内定先のほか、進学先又は就職先が決まっていない場合の「未定」を含め記載して差し支えありません。

※認定番号 **\*記入不要**  
※受付年月日 **令和**

## 監護相当・生計費の負担について

釧路市長 あて

私は、以下に記載する大学生年代の者（注）について、監護に相当する日常生活上の世話「監護相当・生計費の負担」という。）を下記のとおり申し立てます。

18歳となる誕生日後最初の4月2日～22歳となる誕生日後最初の4月1日までの間にあるお子さまを記入してください。

就業している場合は「その他」に○をつけてください。

この確認書は、支給対象児童（0歳～18歳）のほかに大学生年代のお子さまがおり（同居・別居を問いません）、子の人数が**3人以上**となる場合に提出が必要です。子の人数が2人以下となる場合は、この確認書の提出は不要ですので、ご注意ください。

1	フリガナ 氏名 <b>クシロ イチロー</b> <b>釧路 一郎</b>	生年月日 平成 令和 14年5月1日	<b>釧路市黒金町7丁目5番地</b>				
	個人番号 <b>123456789012</b>	続柄 <b>子</b>	職業等（いずれかに○） <b>学生</b> ・無職・その他	通学先（学生の場合のみ） <b>△△△大学</b>	卒業予定期間（学生の場合のみ） 令和 7年3月	申立人による監護相当の状況（いずれかに○） ①同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている ②別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である ③その他	申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○） ①生活費（食費、家賃等） ②学費 ③その他（ ）
個人番号とはマイナンバーのことです。							
2	フリガナ 氏名 <b>クシロ ジロウ</b> <b>釧路 二郎</b>	生年月日 平成 令和 17年9月1日	<b>札幌市〇〇区北〇条〇丁目 △△ハイツ101号室</b>				
	個人番号 <b>234567890123</b>	続柄 <b>子</b>	職業等（いずれかに○） <b>学生</b> ・無職・その他	通学先（学生の場合のみ） <b>△△△専門学校</b>	卒業予定期間（学生の場合のみ） 令和 8年3月	申立人による監護相当の状況（いずれかに○） ①同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている ②別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である ③その他	申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○） ①生活費（食費、家賃等） ②学費 ③その他（ ）
3	フリガナ 氏名	生年月日 平成 令和 年 月 日					
	個人番号 <b>090-1</b>	続柄 <b>学生</b>	職業等（いずれかに○） <b>学生</b> ・無職・その他	通学先（学生の場合のみ）	卒業（学生の場合のみ） 令和		

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和 6年 10

【申立人】（児童手当の請求者・受給者）  
住所 **釧路市黒金町7丁目5番地**

氏名 **釧路 太郎**

（連絡先： **090-1**）

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

この確認書を提出した後も、大学生年代のお子さまの状況（住所、職業等）が変更となった場合は、再度確認書の提出が必要となります。

※4月1日時点で「高校生年代終了直後の大学生年代」「職業等が変更となる大学生年代（例：学生から社会人等）」がいる場合、4月1日～4月16日までに手続きを行う必要があり、遅れると手当を一部失うためご注意ください。

以下（①～②）のいずれかの場合は、監護相当・生計費負担について証明する書類を添付してください。確認書を提出する際に下記書類がなければ受付不可となります。

①「職業等」の欄で、「学生」が選択された場合

⇒ 在学状況がわかるもの（例：学生証、当年度4月1日以降で一ヶ月以内に発行の在学証明書など）

②「職業等」の欄で、「学生」以外を選択し、住民票が同一ではない（別世帯）の場合

⇒ 生計援助していることがわかるもの（例：賃貸借契約書や、当年度4月1日以降の仕送りの明細、公共料金の支払い票、その他生計援助していることがわかる書類や画像、など）

※「学生」以外で申立人と住民票が同一（同世帯）の場合は、証明する書類の添付は不要です。

上記以外でも、申し立て内容によって、証明する書類の提出を求めることがあります。